

随意契約理由書

1 業 務 名	案内標識ガイドライン作成業務 (2022 年度)
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3	
<p>本業務は、計画基準の将来的な改定に向けて、計画基準と過年度に作成した「案内標識 ガイドライン (案) (以下、「ガイドライン」という。) の位置付けを明確にするとともに、ガイドラインの見直しを行い、また、案内標識等のレイアウト集である「HANSHIN EXPRESSWAY LAYOUT」についても、ガイドラインの内容を踏まえて改定を行い、高速道路事業の円滑な進捗に資することを目的とするものである。</p> <p>その円滑かつ効率的な実施のためには、阪神高速道路における案内標識に係る検討・実施ノウハウ及び阪神高速道路設計基準の変遷に精通した上で、当社の意図を的確にかつ迅速に反映し、技術・ノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要 である。</p> <p>阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社 と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、案内標識に係る基準・規定や検討・実施ノウハウ及び当社設計基準の変遷を熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	